

令和4年9月16日

町 議 会 議 案

第 3 回
(定 例)

鹿 追 町

議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
45	鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
46	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
47	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
48	令和4年度鹿追町一般会計補正予算（第4号）について	
49	令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について	
50	令和4年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	
51	令和4年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）について	
52	令和4年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	
53	令和4年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	
同意3	鹿追町公平委員会委員の選任について	
同意4	鹿追町教育委員会委員の任命について	
認定1	令和3年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定2	令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定3	令和3年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	
認定4	令和3年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について	
認定5	令和3年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定6	令和3年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定7	令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について	

議案第 45 号

鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月16日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例（令和3年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ
中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

別記第4号様式（第5条関係）その1中「15,800円」を「16,100円」に改め
る。

別記第5号様式（第5条関係）中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される
選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙について
は、なお従前の例による。

議案第 46 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月16日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「なつた」を「なつた」に改め、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前に於て」を削り、「に署名してからでなければその職務を行つてはならない」を「を任命権者に提出しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月16日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ（イ）を削り、同号イ（ロ）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該機関の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号イ（ロ）を同号イ（イ）とし、同号イ中（ハ）を（ロ）とし、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（イ） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（イ）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（ロ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ハを削る。

第2条の3第3号中「1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれかにも該当するとき当該子の1歳6か月到達日」を「1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはハに掲げる場合に該当する場合）当該子の1歳6か月到達日」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条例の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれかにも該当するときとする。」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を次のように改める。

第2条の5 削除

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務地ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア及びイ 削除

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

令和 4 年度鹿追町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 275,197 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,349,968 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 16 日 提出

鹿追町長 喜井知己

第 2 表

継 続 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
			千円		千円
2	総務費	役場周辺エリア Z E C 化事業	156,784	令和4年度	52,244
	1	総務管理費		令和5年度	93,243
				令和6年度	11,297

第 3 表

債 務 負 担 行 為

追 加

事 項	期 間	限 度 額
北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業 (公用車更新事業)	自 令和 5 年度 至 令和 8 年度	9, 4 4 3 千円以内

第 4 表 地 方 債 の 補 正

起 債 の 目 的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨 時 財 政 対 策 債	千円以内 50,000	普通借入 又 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし金利見直し 方式で借り入れる政府資金、 地方公共団体金融機関等及 び金融機関等について、利率 の見直しを行った後の利率) は当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金 融機関資金及び金融機関等 の融資条件による。ただ し、町財政の都合により据 置期間及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることがで きる。	千円以内 41,111	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		2,952,195	92,018	3,044,213
	1. 地方交付税	2,952,195	92,018	3,044,213
14. 使用料及び手数料		620,786	1,795	622,581
	1. 使用料	600,360	1,795	602,155
15. 国庫支出金		617,293	62,027	679,320
	1. 国庫負担金	164,321	5,330	169,651
	2. 国庫補助金	343,857	56,697	400,554
		298,758	1,932	300,690
16. 道支出金		190,996	1,932	192,928
	2. 道補助金	131,052	1,009	132,061
18. 寄附金		131,052	1,009	132,061
	1. 寄附金	131,052	1,009	132,061
19. 繰入金		539,131	89,915	629,046
	1. 基金繰入金	539,131	89,915	629,046
		369,322	35,390	404,712
	5. 雑入	294,857	35,390	330,247
22. 町債		284,200	△8,889	275,311
	1. 町債	284,200	△8,889	275,311
歳入合計		7,074,771	275,197	7,349,968

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,887,016	202,548	2,089,564
	1. 総務管理費	1,857,910	202,422	2,060,332
3. 民生費	2. 徴税費	9,272	126	9,398
		653,771	3,261	657,032
4. 衛生費	1. 社会福祉費	503,484	2,306	505,790
	2. 児童福祉費	149,987	955	150,942
5. 農林費		465,226	12,733	477,959
	1. 保健衛生費	382,413	12,733	395,146
6. 商工費		1,337,748	8,572	1,346,320
	1. 農業費	1,319,223	8,212	1,327,435
7. 土木費	2. 林業費	18,525	360	18,885
		218,343	1,646	219,989
8. 消防費	1. 商工費	218,343	1,646	219,989
		368,081	42,541	410,622
9. 教育費	1. 道路橋りょう費	185,153	29,848	215,001
	3. 都市計画費	36,854	5,637	42,491
10. 諸支税金	4. 住宅費	36,476	7,056	43,532
		210,235	93	210,328
11. 諸支税金	1. 消防費	210,235	93	210,328
		634,242	2,803	637,045
12. 諸支税金	1. 教育総務費	218,283	2,109	220,392
	2. 小学校費	118,002	643	118,645
13. 諸支税金	3. 中学校費	151,705	△3,672	148,033
	4. 社会教育費	93,901	1,149	95,050
14. 諸支税金	5. 保健体育費	52,351	2,574	54,925
		318,628	1,000	319,628
15. 諸支税金	1. 基金費	318,628	1,000	319,628

歲出合計	7,074,771	275,197	7,349,968
------	-----------	---------	-----------

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	2,952,195	92,018	3,044,213
14. 使用料及び手数料	620,786	1,795	622,581
15. 国庫支出金	617,293	62,027	679,320
16. 道支支出金	298,758	1,932	300,690
18. 寄附金	131,052	1,009	132,061
19. 繰入金	539,131	89,915	629,046
21. 諸収入	369,322	35,390	404,712
22. 町債	284,200	△8,889	275,311
歳入合計	7,074,771	275,197	7,349,968

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1,887,016	202,548	2,089,564	84,055			118,493
3. 民生費	653,771	3,261	657,032				3,261
4. 衛生費	465,226	12,733	477,959	12,733			
5. 農林費	1,337,748	8,572	1,346,320	△32,931		35,510	5,993
6. 商工費	218,343	1,646	219,989				1,646
7. 土木費	368,081	42,541	410,622	300			42,241
8. 消防費	210,235	93	210,328			50	43
9. 教育費	634,242	2,803	637,045	△198		1,685	1,316
11. 諸支出金	318,628	1,000	319,628			999	1
歳出合計	7,074,771	275,197	7,349,968	63,959		38,244	172,994

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款11. 地方交付税	2,952,195	92,018	3,044,213			
項 1. 地方交付税	2,952,195	92,018	3,044,213			
目 1. 地方交付税	2,952,195	92,018	3,044,213			
				1. 地方交付税	92,018	地方交付税 92,018
款14. 使用料及び手数料	620,786	1,795	622,581			
項 1. 使用料	600,360	1,795	602,155			
目 7. 教育使用料	7,908	1,795	9,703			
				1. 教育総務使用料	1,795	青少年会館(鹿追高校寄宿舎)使用料 1,795
款15. 国庫支出金	617,293	62,027	679,320			
項 1. 国庫負担金	164,321	5,330	169,651			
目 2. 衛生費国庫負担金	12,627	5,330	17,957			
				1. 保健衛生費負担金	5,330	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 5,330
項 2. 国庫補助金	343,857	56,697	400,554			
目 1. 総務費国庫補助金	112,492	82,327	194,819			
				1. 総務管理費補助金	82,327	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 17,710 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 64,617

目 3. 衛生費国庫補助 金	40,868	7,403	48,271	1. 保健衛生費補助 金	7,403	保健衛生費補助金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	7,403
目 4. 農林費国庫補助 金	76,533	△ 33,333	43,200	1. 農業費補助金	△ 33,333	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業 補助金	△ 33,333
目 5. 土木費国庫補助 金	55,344	300	55,644	3. 都市計画費補助 金	300	特定防衛施設周辺整備調整交付金 鹿追展望の丘公園用芝刈機整備事業	300
款16. 道支出金	298,758	1,932	300,690				
項 2. 道補助金	190,996	1,932	192,928				
目 1. 総務費道補助金	7,849	1,728	9,577	1. 総務管理費補助 金	1,728	総務管理費補助金 高齢者世帯等生活支援金支給事業補助金	1,728
目 4. 農林費道補助金	155,188	402	155,590	1. 農業費補助金	402	農業費補助金 情報収集等業務効率化支援事業補助金	402
目 6. 教育費道補助金	4,745	△ 198	4,547				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				1. 教育総務費補助金	△ 198	電源立地地域対策交付金 農業振興センター超音波洗浄機更新事業(△350) 農業振興センターエアカーテン更新事業(152)
款18. 寄附金	131,052	1,009	132,061			
項 1. 寄附金	131,052	1,009	132,061			
目 1. 一般寄附金	130,001	999	131,000	1. 一般寄附金	999	企業版ふるさと納税寄附金
目 4. 教育費寄附金	50	10	60			
款19. 繰入金	539,131	89,915	629,046	2. 保健体育費寄附金	10	保健体育費寄附金
項 1. 基金繰入金	539,131	89,915	629,046			
目 2. 町づくり基金繰入金	46,167	50	46,217	1. 町づくり基金繰入金	50	町づくり基金繰入金
目13. 財政調整基金繰入金	0	89,865	89,865			本目新設
				1. 財政調整基金繰入金	89,865	財政調整基金繰入金
款21. 諸収入	369,322	35,390	404,712			

項 5. 雑入	294,857	35,390	330,247				
目 1. 雑入	294,857	35,390	330,247				
				1. 雑入	35,390	青少年会館（鹿追高校寄宿舎）職員給食代 脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業 補助金	△120 35,510
款22. 町債	284,200	△ 8,889	275,311				
項 1. 町債	284,200	△ 8,889	275,311				
目 9. 臨時財政対策債	50,000	△ 8,889	41,111				
				1. 臨時財政対策債	△ 8,889	臨時財政対策債	△8,889

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債				
款 2. 総務費	1,887,016	202,548	2,089,564	84,055		118,493			
項 1. 総務管理費	1,857,910	202,422	2,060,332	84,055		118,367			
目 1. 一般管理費	1,621,689	108	1,621,797			108			
目 2. 文書広報費	8,160	1,010	9,170			1,010			
目 3. 財産管理費	3,415	250	3,665			250			
目 4. 支所費	24,021	60	24,081			60			
目 6. 企画振興費	29,758	1,702	31,460			1,702			
									1,497
									205
目11. 車両管理費	23,358	3	23,361			3			
									3
									北海道市町村備荒資金組合償還金
									3

目12. 財政管理費	2,328	89,866	92,194			89,866	18. 負担金補助及び交付金	89,866	負担金補助及び交付金	89,866
							負担金補助及び交付金		北海道市町村備荒資金組 納付金	
目14. ジオパーク事業費	5,291	222	5,513		222	8. 旅費	134	134	普通旅費	134
						10. 需用費	12	12	食糧費	12
						18. 負担金補助及び交付金	76	76	会議・研修会参加負担金	76
目17. 新型コロナウイルス緊急 経済対策事業費	99,459	23,394	122,853	19,438	3,956	11. 役員費	179	179	インターネット・専用回線料	156
									チラシ折込料	7
									その他手数料	16
						12. 委託料	6,758	6,758	その他委託料	6,758
						13. 使用料及び賃借料	△116	△116	システム使用料	△116
						17. 備品購入費	665	665	事務用機器購入費	△820
									その他備品購入費	1,485
						18. 負担金補助及び交付金	12,064	12,064	北海道町村会負担金（電算関係）	6,418
									負担金補助及び交付金	5,646

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 金 額		説 明
				補正額の特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債 その他					
										社会福祉協議会活動補助事業(450) 高齢者世帯等生活支援金支給事業(5,196)
								22. 償還金利子及び割引料	3,844	返還金 3,844
目18. ゼロカーボン推進 費・脱炭素先行地域	0	82,032	82,032	64,617		17,415		12. 委託料	82,032	調査・設計・監理委託料 52,244 役場周辺エリアZ E C 化改修等検討業務委託料 執行事務業務委託料 29,788
目19. ゼロカーボン 推進費	0	3,775	3,775			3,775				本目新設
項 2. 徴税費	9,272	126	9,398			126		18. 負担金補助及び交付金	3,775	省エネ家電買換え促進補助金 800 脱炭素自動車普及促進補助金 2,975
目 1. 賦課徴収費	9,272	126	9,398			126		11. 役務費	126	口座振替手数料 126
款 3. 民生費	653,771	3,261	657,032			3,261				
項 1. 社会福祉費	503,484	2,306	505,790			2,306				
目 1. 社会福祉総務 費	65,142	△ 576	64,566			△ 576				

									8. 旅費	△	46	普通旅費	△46
									18. 負担金補助及び交付金	△	530	民生児童委員協議会活動補助金 社会を明るくする運動実施委員会補助金 鹿追町遺族会活動補助金	△200 △270 △60
目 2. 心身障がい者特別対策費	189,098	2,618	191,716	2,618					8. 旅費	△	182	普通旅費	△182
									19. 扶助費		100	地域生活支援事業給付費	100
									22. 償還金利子及び割引料		2,700	返還金	2,700
目 6. 在宅福祉費	112,788	150	112,938	150					19. 扶助費		150	高齢者補聴器購入費助成	150
目 7. 後期高齢者医療費	72,054	114	72,168	114					27. 繰出金		114	後期高齢者医療特別会計繰出金	114
項 2. 児童福祉費	149,987	955	150,942	955									
目 1. 児童福祉施設費	14,777	17	14,794	17					11. 役員費		17	口座振替手数料 総合賠償保険料	3 14
目 2. 児童措置費	73,163	133	73,296	133									

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	金額	金額	
目 3. こども園費	62,047	805	62,852				805	22. 償還金利子及び割引料	返還金	133
目 3. こども園費	62,047	805	62,852				805	1. 報酬	会計年度任用職員報酬	672
目 3. こども園費	62,047	805	62,852				805	3. 職員手当等	会計年度任用職員諸手当	121
目 3. こども園費	62,047	805	62,852				805	11. 役務費	口座振替手数料	12
款 4. 衛生費	465,226	12,733	477,959	12,733						
項 1. 保健衛生費	382,413	12,733	395,146	12,733						
目 2. 予防費	72,904	12,733	85,637	12,733						
目 2. 予防費	72,904	12,733	85,637	12,733				4. 共済費	社会保険料	91
目 2. 予防費	72,904	12,733	85,637	12,733				11. 役務費	郵便料・運送料	310
目 2. 予防費	72,904	12,733	85,637	12,733				12. 委託料	その他委託料	12,332
目 2. 予防費	72,904	12,733	85,637	12,733					新型コロナウイルスワクチン接種券作成業務委託料外	7,002
目 2. 予防費	72,904	12,733	85,637	12,733					新型コロナウイルスワクチン接種委託料	5,330
款 5. 農林費	1,337,748	8,572	1,346,320	△ 32,931		35,510	5,993			
項 1. 農業費	1,319,223	8,212	1,327,435	△ 32,931		35,510	5,633			
目 1. 農業委員会費	10,502	592	11,094	402			190			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分		金 額	説 明
				補正額の財源内訳			節 区 分	金 額		
				国道支出金	特定財源 地方債	その他				
項 1. 商工費	218,343	1,646	219,989			1,646				
目 2. 観光費	102,041	1,646	103,687			1,646				
							3. 職員手当等	95	会計年度任用職員諸手当	
							8. 旅費	258	費用弁償	
							10. 需用費	1,293	普通旅費	
									印刷製本費	
款 7. 土木費	368,081	42,541	410,622	300		42,241				
項 1. 道路橋りょう費	185,153	29,848	215,001			29,848				
目 1. 道路維持費	69,427	16,148	85,575			16,148				
							1. 報酬	1,926	会計年度任用職員報酬	
							3. 職員手当等	332	会計年度任用職員諸手当	
							10. 需用費	6,000	修繕料	
							11. 役務費	490	廃棄物処分料	
							13. 使用料及び賃借料	7,400	自動車・機械等借上料	
目 2. 道路新設改良費	115,726	13,700	129,426			13,700				
							14. 工事請負費	13,700	単独事業	

								8. 旅費	43	会計年度任用職員旅費	43
								10. 需用費	600	修繕料	600
項 3. 中学校費	151,705	△ 3,672	148,033				△ 3,672				
目 1. 学校管理費	151,705	△ 3,672	148,033				△ 3,672				
								1. 報酬	△ 3,060	会計年度任用職員報酬	△3,060
項 4. 社会教育費	93,901	1,149	95,050				1,149				
目 3. 図書館費	14,476	1,149	15,625				1,149				
								1. 報酬	1,039	会計年度任用職員報酬	1,039
項 5. 保健体育費	52,351	2,574	54,925			10	2,564				
目 1. 体育振興費	52,351	2,574	54,925			10	2,564				
								10. 需用費	750	修繕料	750
								11. 役務費	56	自賠償保険料	8
										その他保険料	48
								17. 備品購入費	1,758	その他備品購入費	1,758
										スキー場用物置購入費	

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				補正額		一般財源	節 区 分	金 額			
				特定財源	その他						
	国道支出金	地方債	その他								
								18. 負担金補助及び交付金	10	10	体育連盟活動補助金
款11. 諸支出金	318,628	1,000	319,628		999	1					
項 1. 基金費	318,628	1,000	319,628		999	1					
目 1. 基金費	318,628	1,000	319,628		999	1					
								24. 積立金	1,000	1,000	鹿追町ふるさと寄附金基金利子等積立金

令和 4 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 4 年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)	
			収 入	支 出
第 1 款 病 院 事 業 収 益	6 1 6, 9 3 1 千 円	3, 4 6 5 千 円	6 2 0, 3 9 6 千 円	
第 2 項 医 業 外 収 益	2 7 8, 2 7 1 千 円	3, 4 6 5 千 円	2 8 1, 7 3 6 千 円	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	6 1 6, 9 3 1 千 円	3, 4 6 5 千 円	6 2 0, 3 9 6 千 円	
第 1 項 医 業 費 用	6 1 4, 1 2 2 千 円	3, 4 6 5 千 円	6 1 7, 5 8 7 千 円	

令和 4 年 9 月 1 6 日 提 出

鹿 追 町 長 喜 井 知 己

令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収入

単位 千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 病院事業収益			616,931	3,465	620,396		
	2 医業外収益		278,271	3,465	281,736		
		6 補助金	0	3,465	3,465	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業支援金	3,465 千円追加

支出

単位 千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 病院事業費用			616,931	3,465	620,396		
	1 医業費用		614,122	3,465	617,587		
		3 経費	106,455	3,465	109,920	修繕費 委託料	1,265 千円追加 2,200 千円追加
						計	3,465 千円追加

令和 4 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度鹿追町の簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,956 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 215,452 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 16 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		24,696	1,116	25,812
	1. 国庫補助金	24,696	1,116	25,812
3. 繰入金		66,809	840	67,649
	1. 他会計繰入金	66,809	840	67,649
歳入合計		213,496	1,956	215,452

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		128,422	1,956	130,378
	1. 水道総務費	18,017	356	18,373
	2. 水道施設費	110,405	1,600	112,005
歳出合計		213,496	1,956	215,452

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	24,696	1,116	25,812
3. 繰入金	66,809	840	67,649
歳入合計	213,496	1,956	215,452

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 事業費	128,422	1,956	130,378	1,116		840	
歳出合計	213,496	1,956	215,452	1,116		840	

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 2. 国庫支出金	24,696	1,116	25,812			
項 1. 国庫補助金	24,696	1,116	25,812			
目 1. 簡易水道事業費 国庫補助金	24,696	1,116	25,812	1. 簡易水道事業費 国庫補助金	1,116	簡易水道事業費国庫補助金 1,116
款 3. 繰入金	66,809	840	67,649			
項 1. 他会計繰入金	66,809	840	67,649			
目 1. 一般会計繰入金	66,809	840	67,649	1. 一般会計繰入金	840	一般会計繰入金 840

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	区 分	金 額	
款 1. 事業費	128,422	1,956	130,378	1,116		840			
項 1. 水道総務費	18,017	356	18,373			356			
目 1. 一般管理費	18,017	356	18,373			356			
							3. 職員手当等	202	職員諸手当
							11. 役務費	154	口座振替手数料
項 2. 水道施設費	110,405	1,600	112,005	1,116		484			
目 1. 施設管理費	110,405	1,600	112,005	1,116		484			
							10. 需用費	1,600	修繕料
									1,600

令和 4 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度鹿追町の下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,172 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 274,203 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 16 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		151,577	3,172	154,749
	1. 他会計繰入金	151,577	3,172	154,749
歳入合計		271,031	3,172	274,203

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 管理費		70,718	1,172	71,890
	2. 施設管理費	56,214	1,172	57,386
2. 事業費		78,749	2,000	80,749
	1. 事業費	78,749	2,000	80,749
歳出合計		271,031	3,172	274,203

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	151,577	3,172	154,749
歳入合計	271,031	3,172	274,203

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 管理費	70,718	1,172	71,890			1,172	
2. 事業費	78,749	2,000	80,749			2,000	
歳出合計	271,031	3,172	274,203			3,172	

(単位：千円)

2. 歳入

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 3. 繰入金	151,577	3,172	154,749			
項 1. 他会計繰入金	151,577	3,172	154,749			
目 1. 一般会計繰入金	151,577	3,172	154,749			
				1. 一般会計繰入金	3,172	一般会計繰入金 3,172

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 1. 管理費	70,718	1,172	71,890			1,172				
項 2. 施設管理費	56,214	1,172	57,386			1,172				
目 1. 公共下水道施設管理費	7,274	1,172	8,446			1,172				
款 2. 事業費	78,749	2,000	80,749			2,000				
項 1. 事業費	78,749	2,000	80,749			2,000				
目 2. 個別排水処理施設整備事業費	57,974	2,000	59,974			2,000				
								10. 需用費	1,172	修繕料
								14. 工事請負費	2,000	単独事業 個別排水処理施設設置工事
										2,000

令和4年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,425千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 529,359千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月16日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7.繰越金		1	1,425	1,426
	1.繰越金	1	1,425	1,426
歳入合計		527,934	1,425	529,359

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸支出金		52	1,425	1,477
	1. 償還金及び還付加算金	52	1,425	1,477
歳出合計		527,934	1,425	529,359

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7.繰越金	1	1,425	1,426
歳入合計	527,934	1,425	529,359

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国道支出金	地方債	その他
6. 諸支出金	52	1,425	1,477			1,425
歳出合計	527,934	1,425	529,359			1,425

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 7. 繰越金	1	1,425	1,426			
項 1. 繰越金	1	1,425	1,426			
目 1. 繰越金	1	1,425	1,426			
				1. 前年度繰越金	1,425	前年度繰越金 1,425

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 6. 諸支出金	52	1,425	1,477			1,425				
項 1. 償還金及び還付加算金	52	1,425	1,477			1,425				
目 2. 償還金	1	1,425	1,426			1,425				
								22. 償還金利子及び割引料	1,425	返還金
									1,425	1,425

令和 4 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 114 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 98,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 16 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)	款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金			23,832	114	23,946
		1. 他会計繰入金	23,832	114	23,946
	歳入	合計	98,086	114	98,200

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		421	114	535
	1. 総務管理費	170	97	267
	2. 徴収費	251	17	268
歳出合計		98,086	114	98,200

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金	23,832	114	23,946
歳入合計	98,086	114	98,200

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	421	114	535		114		
歳出合計	98,086	114	98,200		114		

(単位：千円)

2. 歳入

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 2. 繰入金	23,832	114	23,946			
項 1. 他会計繰入金	23,832	114	23,946			
目 1. 一般会計繰入金	23,832	114	23,946			
				2. その他一般会計繰入金	114	その他一般会計繰入金
						114

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	区 分	金 額	
款 1. 総務費	421	114	535			114				
項 1. 総務管理費	170	97	267			97				
目 1. 一般管理費	170	97	267			97				
								11. 役務費	97	郵便料・運送料
項 2. 徴収費	251	17	268			17				
目 1. 徴収費	251	17	268			17				
								11. 役務費	17	口座振替手数料
									17	

認定第 1 号

令和3年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度鹿追町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月16日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 2 号

令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 6 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 3 号

令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 6 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 4 号

令和 3 年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 6 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 5 号

令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 6 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 6 号

令和 3 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 16 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 7 号

令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 16 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己